

DV防止法の保護命令制度について

第1 保護命令制度の概要

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（平成13年法律第31号。いわゆるDV防止法）によって創設された制度。

配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた被害者の申立てに基づき、裁判所（地方裁判所）が配偶者に対して保護命令を発する。

保護命令に違反すると、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金。

(→ 別添1「保護命令手続の流れ」参照)

(→ 別添2「保護命令の種類・内容」参照)

第2 保護命令制度についての論点

1 交際相手への対象の拡充について

(1) 現状

保護命令の相手方は、次の者とされている（DV防止法第1条第3項¹）。

- ・ 配偶者
- ・ 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

(2) 改正意見

交際相手間の暴力等についても保護命令が発令できるようにすべきであるとの意見がある。

(3) これまでの議論の整理

(→ 別添3「交際相手への対象拡充について」参照)

(参考 海外の法制)

ドイツ：暴力一般が対象

*暴力行為及び追跡からの民事的保護に関する法律であり、そのまま配偶者間にも適用される。

フランス：配偶者、内縁関係、PACS（民事連帯協約）のパートナー

イギリス：

1996年家族法第4編の虐待禁止命令・占有命令：親密な関係にある者、同居人

1997年ハラスメント防止法の接近禁止命令：嫌がらせ行為一般

アメリカ（カリフォルニア）：配偶者、同棲者、交際・婚約中の相手、2親等内の親戚・姻戚

¹ なお、「元配偶者」などからの暴力等も含まれるが、婚姻中の暴力と離婚後の暴力とが一体性を有していること（「配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力」といえること）が必要とされている。

2 緊急保護命令の創設について

(1) 現状

保護命令については、仮の保護命令のような制度は設けられていない。

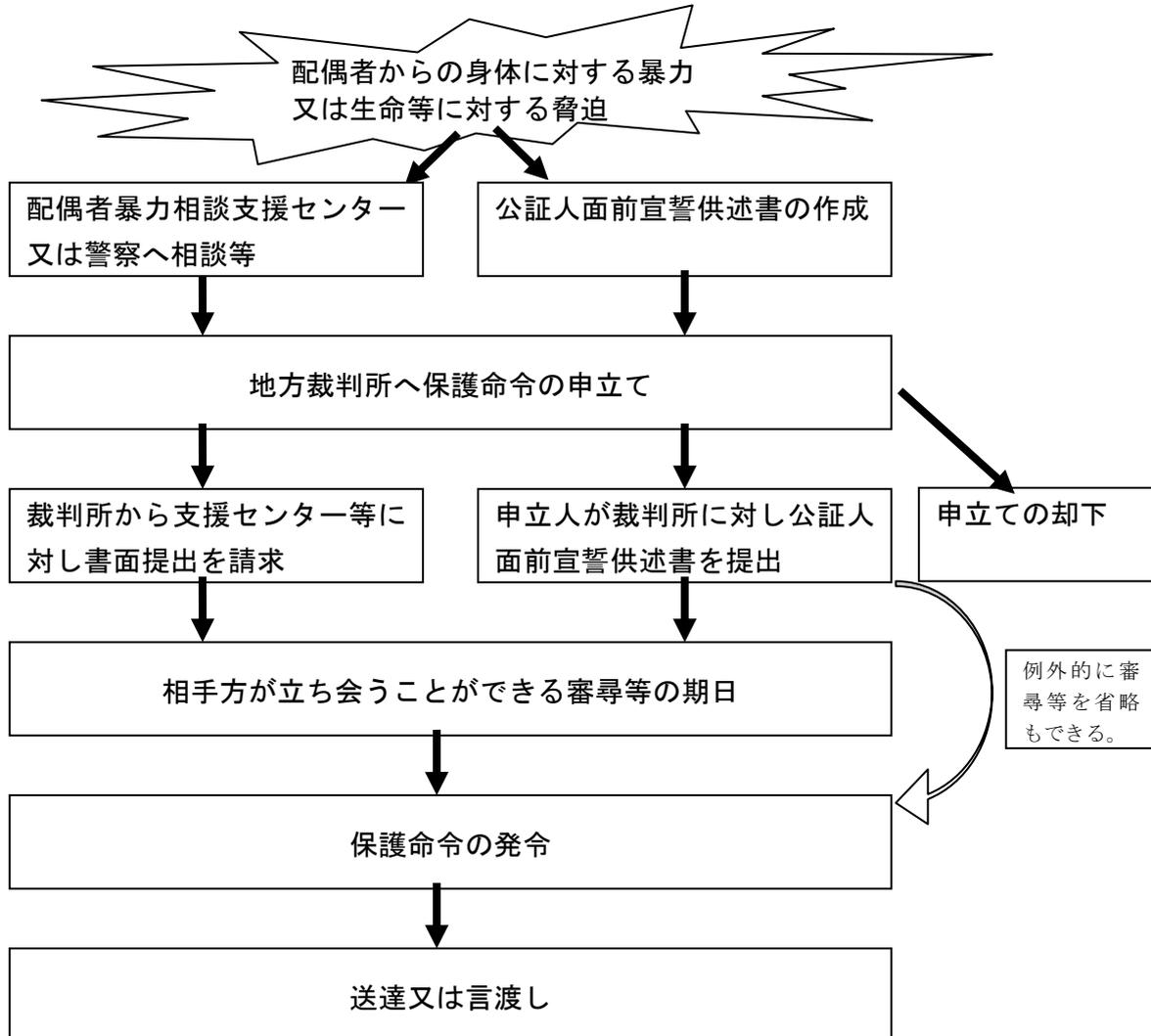
(2) 改正意見

仮の保護命令（裁判所や警察等が、必要に応じ、相手方を審尋することなく、期間を短期に限った保護命令を発令するものなどが想定される。）を創設すべきであるとの意見がある。

(3) これまでの議論の整理

（→ 別添4「緊急保護命令の創設について」参照）

■保護命令手続の流れ



■保護命令の種類・内容

<p>① 被害者への接近禁止命令</p> <p>配偶者に対し、命令の効力が生じた日から起算して<u>6か月間</u>、被害者の住居（⑤の退去命令の対象となる被害者と当該配偶者が生活の本拠を共にする住居を除く。）その他の場所において<u>被害者の身辺につきまとい</u>、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるもの。</p>
<p>② 被害者への電話等禁止命令</p> <p>配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、前に又は同時に発令された被害者への接近禁止命令の有効期間が経過する日までの間、次に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるもの。</p> <ul style="list-style-type: none">① 面会を要求すること。② その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。③ 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。④ 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。⑤ 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。⑥ 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。⑦ その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。⑧ その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
<p>③ 被害者の同居の子への接近禁止命令</p> <p>配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、前に又は同時に発令された被害者への接近禁止命令の有効期間が経過する日までの間、子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるもの。</p>
<p>④ 被害者の親族等への接近禁止命令</p> <p>配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、前に又は同時に発令された被害者への接近禁止命令の有効期間が経過する日までの間、被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している未成年の子及び配偶者と同居している者を除く。以下「親族等」という。）の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるもの</p>
<p>⑤ 退去命令</p> <p>配偶者に対し、命令が効力を生じた日から起算して<u>2か月間</u>、<u>被害者と共に生活の本拠と</u></p>

している住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいてはならないことを命ず
るもの。

交際相手への対象拡充について

1 交際相手への対象拡充に関する議論の経緯

交際相手への対象の拡充については、平成13年の法律制定当時から議論がされており、その後の平成16年及び平成19年改正時にも議論はされたものの、次のような意見を踏まえ、見送られてきた経緯がある。

- ・ 配偶者による暴力の場合には、典型的に外部からの発見・介入が困難であるという事情があるのに対し、広く交際相手からの暴力といった場合には、そのような事情に乏しい。(根拠1)
- ・ 「交際(の)相手」等の概念自体が、法律上の概念としては不明確である。そもそも、保護命令制度は、ある者が将来的に他の者を害するおそれを国家機関が判断し、予防的観点から、個人の行動の自由を刑罰を背景に制限するという現行法制上特別のものであるから、不明確な概念をその根本概念とすることには、慎重であるべきである。(根拠2)
- ・ 交際相手については、傷害、脅迫等に基づく刑罰法規の適用やストーカー規制法に基づく「禁止命令」制度によって保護をすれば足りるのではないか。(根拠3)

2 考え方の整理

(1) 上乗せ要件の設定

交際相手からの暴力についても保護命令の発令を可能とすることを検討する上では、上記の指摘との整合性をとることが必要となる。

このような観点からは、DV防止法上、単純に「交際」という概念で外延を区切ることは相当とはいえず、何らかの要件の上乗せを検討すべきところ、

- ① 典型的に外部からの発見や介入の困難性があると評価可能な要件であること
- ② 「交際」という不明確な概念を基礎とはするものの、上乗せ要件と総合的にみれば一定の明確性が確保されていると説明可能なものであることが必要であると考えられる。

(2) 恋愛感情の位置付け

そもそも、「交際」の相手を法律上定義するに際しては、例えば、「恋愛関係にある者」「相互に恋愛感情を有する者」などとするのが考えられる。しかし、そもそもどのような関係にある者を「恋愛関係にある」と判断するかなどという極めて曖昧な問題を裁判所に投げかけ、混乱や手続の遅延を招くおそれがある上、保護命令の相手方から「自分には恋愛感情はなかった」といった言い逃れを許すおそれもあることから、恋愛関係等を明示の要件とすることは避けるべきである。

緊急保護命令の創設について

1 緊急保護命令に関する議論の経緯

上記については、平成19年改正時にも議論がされたが、次のような指摘がされたことを踏まえ、見送られた経緯がある。

- ・ 現行制度においても、「(審尋)の期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは」(DV法第14条第1項ただし書)、審尋をせずに発令することが可能であり、緊急な発令は可能になっている。(根拠1)
- ・ 緊急な発令が必要と思われる場合については、裁判所による迅速な審理だけでなく、一時保護施設(婦人相談所)を活用することで、対処が可能なのではないか。(根拠2)

(参考)

(保護命令事件の審理の方法)

第14条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2・3 (略)

2 考え方の整理

無審尋での発令に関する運用上の工夫をしつつ、問題状況を具体的に把握する必要があるのではないか。